

銚子市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条第1項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所、生年月日及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 申請者又はその母体となっている組織の銚子市内におけるまちづくり活動の実績を記載した書面
- (8) 活動地域を特定している場合は、当該活動地域を示す図面
- (9) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること
- (2) 申請者又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること
- (3) 銚子市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること
- (4) 法第119条各号に掲げる業務の全部又は一部を適切かつ確実に行うために必要な組織体制及び人員体制を有していること
- (5) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有していること
- (6) 関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができると認められること
- (7) 申請者及びその役員等が銚子市暴力団排除条例（平成24年銚子市条例第1号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと及び暴力団密接関係者が所属していないこと

- 2 市長は、申請者を推進法人として指定したときは、都市再生推進法人指定書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、法第118条第2項の規定により公示するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

- 2 推進法人は、その業務のうち法第119条各号に掲げるものの内容等を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第4号）により市長に届け出るものとする。

（事業の報告）

第5条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

- 2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

- 3 市長は、推進法人の業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第121条第1項の規定に基づき、推進法人に対し、その業務に関し報告させることができる。

（改善命令）

第6条 市長は、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第121条第2項の規定により、推進法人に対しその業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第7条 市長は、推進法人が前条の規定による命令に違反したとき、又は第3条第1項各号のいずれかに該当しないことが判明したときは、法第121条第3項の規定により推進法人の指定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、法第121条第4項の規定により公示するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進法人の指定等に関する事務について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。